

松山市長 中 村 時 広

松山市における特定随意契約の手続に関する要綱をここに公布する。

記

松山市における特定随意契約の手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松山市が発注する物品の購入及び役務の提供に係る契約において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約（以下「特定随意契約」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(対象となる者)

第2条 特定随意契約の相手方は、施行令第167条の2第1項第3号に規定する施設等であって、本市に住所を有するものを営む者でなければならない。

(届出書の提出)

第3条 特定随意契約の相手方になろうとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課（以下「事業担当課」という。）に特定随意契約届出書（様式第1号）、物品・役務届出書（様式第2号）及び口座振替届出書（様式第3号）を提出しなければならない。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設、小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）又はこれらに準ずる者として施行令第167条の2第1項第3号の規定による市長の認定を受けた者において製作される物品の買入れ又はこれらの施設等による役

務の提供 保健福祉部障がい福祉課

(2) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れること及び役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき施行令第167条の2第1項第3号の規定による市長の認定を受けたものに限る。）において製作される物品の買入れ又はこれらの施設が行うによる役務の提供 保健福祉部生活福祉総務課

(3) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合、同条第2項に規定するシルバー人材センター又はこれらに準ずる者として施行令第167条の2第1項第3号の規定による市長の認定を受けた者による役務の提供 産業経済部地域経済課

(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体又はこれに準ずる者として施行令第167条の2第1項第3号の規定による市長の認定を受けた者による役務の提供 保健福祉部子育て支援課  
(名簿の作成)

第4条 事業担当課の長は、前条の届出書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、特定随意契約対象者名簿（様式第4号。以下「名簿」という。）を作成し、対象となる物品又は役務を記載しなければならない。

（変更及び廃止等の届出）

第5条 名簿に登載された者は、名簿の登載内容について変更が生じたときは特定随意契約変更届出書（様式第5号）を、廃止又は休止するときは特定随意契約廃止等届出書（様式第6号）を事業担当課に提出しなければならない。

（発注見通しの公表）

第6条 特定随意契約の締結を予定している課等の長は、松山市契約規則（平成20年規則第11号。以下「契約規則」という。）第28条第1号に規定する契約の発注の見通しに関する事項を特定随意契約公表書（様式第7号）及び次に定めるところにより、公表するものとする。

(1) 公表時期 毎年3月及び9月とする。ただし、これらの月以外の月において発注の見通しがついたときは、速やかに公表するものとする。

(2) 公表方法 特定随意契約の締結を予定している課等の長が定めた場所において、特定随意契約公表書を閲覧に供することにより行うものとする。

(3) 公表期間 当該公表の日から公表の日の属する年度の翌年度末まで行うものとする。  
(契約締結前の公表)

第7条 特定随意契約の締結を予定している課等の長は、契約規則第28条第2号に規定する契約の締結前の内容に関する事項を、特定随意契約公表書及び次に定めるところにより、公表するものとする。

(1) 公表時期 当該契約の契約方法が決定した後速やかに行うものとする。

(2) 公表方法 特定随意契約の締結を予定している課等の長が定めた場所において、特定随意契約公表書を閲覧に供することにより行うものとする。

(3) 公表期間 当該公表の日から公表の日の属する年度の翌年度末まで行うものとする。  
(契約締結状況の公表)

第8条 特定随意契約を締結した課等の長は、契約規則第28条第3号に規定する契約の締結状況に関する事項を特定随意契約公表書及び次に定めるところにより、公表するものとする。

(1) 公表時期 契約締結後速やかに行うものとする。

(2) 公表方法 特定随意契約を締結した課等の長が定めた場所において、特定随意契約公表書を閲覧に供することにより行うものとする。

(3) 公表期間 当該公表の日から公表の日の属する年度の翌年度末まで行うものとする。  
(契約相手方の決定方法)

第9条 特定随意契約を行う場合には、契約の種類、内容等に応じて、契約の相手方の選定基準を定め、次に掲げる方法により契約の相手方を決定するものとする。

(1) 契約を履行できる者が特定の1者に限られている場合

ア 当該契約を履行できる者から見積書を徴収するものとする。

イ 徴収した見積額の金額が予定価格の範囲内である場合は、その者と当該契約を締結するものとする。

(2) 契約を履行できる者が複数存在する場合

ア 当該契約を履行できる複数の者から見積書を徴収するものとする。

イ 徴収した見積書の金額が、予定価格の範囲内で、かつ、最低金額である者と当該契約を締結するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 施行日から障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における松山市における特定随意契約の手續に関する要綱第4条第1号の規定の適用については、同号中「障害福祉サービス事業を行う施設」とあるのは、「障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設、障害者自立支援法附則第41条第1項、第48条若しくは第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第31条に規定する身体障害者授産施設、障害者自立支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第3項に規定する精神障害者授産施設、同条第5項に規定する精神障害者福祉工場、障害者自立支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の6に規定する知的障害者更生施設若しくは同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設」とする。

(授産施設等との随意契約の実施に関する要綱の廃止)

- 3 松山市障害者支援施設等との随意契約の実施に関する要綱（平成18年要綱第8号）は、廃止する。

付 則（平成25年3月29日要綱第23号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第5条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月1日要綱第3号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。